

富田林市保育所設置認可要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大阪府福祉行政事務に係る事務処理の特例に関する条例（平成12年大阪府条例第8号）第2条第2項の規定に基づき本市が処理することとされた事務を行うため、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第39条に規定する保育所を設置しようとする者（以下「設置者」という。）に対し、その認可の申請及び各種届出の手續等について必要な事項を定めるものとする。

(設置認可申請)

第2条 法第35条第4項の規定による申請は、保育所設置認可申請書（様式第1号）により市長に提出するものとする。

(設置認可申請の要件)

第3条 前条の認可申請は、次の各号に掲げる要件を満たした上で、市長に提出するものとする。

- (1) 大阪府児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年大阪府条例第103号）及び「保育所の設置認可等について」（平成12年3月30日児発第295号厚生省児童家庭局長通知）に掲げる要件を満たしていること。
- (2) 夜間保育所を設置しようとするときは、前号の要件に加え、「夜間保育所の設置認可等について」（平成12年3月30日児発第298号厚生省児童家庭局長通知）及び「夜間保育所の設置認可等の取扱いについて」（平成12年3月30日児保第15号厚生省児童家庭局保育課長通知）に掲げる要件を満たしていること。
- (3) 不動産の貸与を受けて保育所を設置しようとするときは、前2号の要件に加えて、「不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合の要件緩和について」（平成16年5月24日雇児発第0524002号・社援発第0524008号厚生労働省雇用均等・児童家庭・社会・援護局長連名通知）に掲げる要件を満たしていること。

(休廃止申請及び変更届出)

第4条 法第35条第12項の規定による申請は、保育所（休止・廃止）申請書（様式第2号）により市長に提出するものとする。

- 2 児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。以下「規則」という。）第37条第5項の規定による届出は、保育所（名称・位置）変更届出書（様式第3号）により変更のあった日から起算して1月以内に市長に提出するものとする。
- 3 規則第37条第6項の規定による届出は、保育所（建物・設備・定員等）変更届出書（様式第4号）、保育所施設長（経営の責任者）変更届出書（様式第5号）によりあらかじめ市長に提出するものとする。
- 4 分園（「保育所分園の設置運営について」（平成10年4月9日児発第302号厚生省児童家庭局長通知）に定める分園をいう。）を設置する場合は、第2項で定める届出を行うものとする。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

年 月 日

富田林市長 様

住 所
名 称
氏 名

印

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

保 育 所 設 置 認 可 申 請 書

児童福祉法第35条第4項の規定により、保育所を下記のとおり設置したいので、別添保育所設置計画書を添えて申請します。

記

1. 施 設 名
2. 所 在 地
3. 定 員
4. 事業開始予定日

年 月 日

富田林市長 様

住 所
名 称
氏 名

印

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

保 育 所 (休 止 ・ 廃 止) 申 請 書

年 月 日付け 第 号により認可された保育所を(廃止 ・ 休止)したいので、児童福祉法第35条第7項の規定により申請します。

記

1. 名 称
2. 所在地
3. (休止期間・廃止予定日)
4. (休止・廃止)理由

年 月 日

富田林市長 様

住 所
名 称
氏 名

印

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

保 育 所 (名 称 ・ 位 置) 変 更 届 出 書

年 月 日付け 第 号により認可された保育所の(名称 ・ 位置)
を下記のとおり変更したので届け出ます。

記

1. 名 称
2. 所 在 地
3. 変更内容
 - ・ 変更前
 - ・ 変更後
4. 変 更 日
5. 変更理由

年 月 日

富田林市長 様

住 所
名 称
氏 名

印

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

保育所(建物・設備・定員等)変更届出書

年 月 日付け 第 号により認可された下記の保育所について、別添保育所変更計画書のとおり変更したいので届け出ます。

記

1. 施設名
2. 所在地
3. 変更内容
4. 変更予定日
5. 変更理由

年 月 日

富田林市長 様

住 所
名 称
氏 名

印

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

保育所施設長(経営の責任者)変更届出書

年 月 日付け 第 号により認可された保育所の施設長(経営の責任者)を下記のとおり変更したいので届け出ます。

記

1. 施 設 名

2. 変 更 内 容

- ・変更前
- ・変更後

3. 変 更 予 定 日

保育所（設置・変更）計画書

1. 施設名

2. 設置主体

3. 経営主体

4. 種別 保 育 所

5. 所在地 (郵便番号 —)

住所

小学校区名

電話番号 ()

FAX 番号 ()

6. 定員 名

年 齡	0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	計
定員内訳							
入所（予定）児童数							

7. 保育士 名

8. 建物その他設備の規模、構造及び図面

(1) 敷地 m^2 (自己所有地 m^2 、借地 m^2)

(2) 建面積 m^2 (延面積 m^2)

(3) 屋外遊戯場 m^2

(4) 建物並びに設備の規模、構造等

ア. 構造 造 階 (地上 階、地下 階)

イ. 各室の状況 (別紙Ⅰのとおり)

(5) 施設全体の付近見取図、配置図、平面図及び立面図

※注1 平面図に室名、面積及び利用人員を記入すること。

※注2 配置図に屋外遊戯場の範囲及び面積を記入すること。

9. 事業開始・変更予定日 年 月 日

10. 経営の責任者（理事、監事等）一覧表及び履歴書（別紙Ⅱのとおり）

11. 施設職員の履歴書及び保育士証の写し（別紙Ⅲのとおり）

12. 法人等設立状況（法人又は団体のみ）

(1) 定款、寄付行為その他の規約

(2) 設立証拠書類又は登記事項証明書

(添付書類)

- ① 各室面積表
- ② 経営者（理事、監事等）一覧表及び履歴書
- ③ 職員名簿、履歴書、保育士証（写）、所定労働時間等の明記された非常勤職員雇用通知書（控）の写し（最低基準外非常勤職員の場合は不要）、嘱託医の就任承諾書又は契約書及び医師・歯科医師免許証（写）
- ④ 収支予算書（事業開始年度）
- ⑤ 定款、寄付行為その他の規約（運営規程）
- ⑥ 法人等設立証拠書類（写）又は登記事項証明書（写）
- ⑦ 児童福祉法第35条第5項第4号の規定に該当しない旨の誓約書
- ⑧ 最寄駅からの図並びに施設全体の付近見取図、配置図、平面図及び立面図
- ⑨ 土地及び建物の登記簿謄本、建築確認申請書（写）及び検査済証（写）
- ⑩ 不動産の貸与を受ける場合は、無償の貸与又は使用許可を受ける事を証明する書面（写）、賃借契約（写）、建築確認書及び検査済証（写）
- ⑪ 調理業務を第三者に委託して給食提供する場合は、調理業務委託契約書（写）
 - ※ それぞれ写しについては原本証明をすること。
 - ※ 社会福祉法人及び学校法人以外のものは⑫、⑬及び⑭について、不動産の貸与を受ける場合は⑮についても添付してください。
- ⑫ ア及びイ又はウ
 - ア 施設長が、保育所又は保育所以外の児童福祉施設若しくは幼稚園において2年以上勤務した経験を有する者である証明書若しくはこれと同等以上の能力を有する者である証明書又は経営者に社会福祉事業について知識経験を有する者を含むことを証明するもの
 - イ 運営委員会の構成、権限及び役割を明らかにする書類
 - ウ 経営担当役員に、保育サービスの利用者及び施設長を含むことを証明するもの
- ⑬ 設置前3か年の会計年度における、保育所を運営する事業以外の事業を含む当該設置主体の全体の財務内容が明らかとなる書類（貸借対照表、損益計算書、収支計算書等）
- ⑭ 保育所の年間事業費の1/2以上に相当する資金を、普通預金、当座預金等により有している証明書（金融機関発行の残高証明書）
- ⑮ 賃借料の財源とは別途、1年間の賃借料に相当する額と1千万円（1年間の賃借料が1千万円を超える場合は、当該1年間の賃借料相当額）の合計額を保有している証明書（金融機関発行の残高証明書）